

三重県観光振興条例（仮称）骨子案・修正版の概要

平成 23 年 6 月 2 日

【前文】（三重県の特徴（歴史的背景） 観光振興の意義、観光振興の必要性、制定に向けた決意）

【目的（第1条）】

本県の観光の振興に関する「基本理念」、「観光振興に関する施策の基本となる事項」を定め、「県の責務、県民等の役割」を明らかにすることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の向上」及び「本県の経済の発展」を図る。

【定義（第2条）】

「観光資源」 自然、歴史、伝統、文化、食、産業、人材その他観光の振興に資する資源

「観光行動」 県民が、地域における観光の振興に関する取組に参加すること又は県内での滞在を目的とする観光旅行を行う機会の拡大を図ること

その他「事業者」、「関係団体」、「県民等（県民、事業者及び関係団体）」、「誘客」の用語を定義づけ

【基本理念（第3条）】

観光振興に関する施策は、以下の事項を基本として行われるものとする。

県、市町、県民、事業者及び関係団体それぞれの役割に応じた相互の連携が確保されること

地域における創意工夫を生かした主体的な取組が尊重されること

観光旅行者の満足度の向上が図られること

本県の観光資源が有する魅力を有効に活用して県内外からの観光旅行が促進されること

県内の観光資源を充実させ、かつ、その継承が図られること

地域の生活環境の保全と観光旅行を促進するための環境の整備との調和が図られること

【観光振興に関する役割等（第4条～第8条）】

県（責務）

基本理念に則り、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する。
市町、県民等が相互に連携して観光振興に取り組めるよう必要な調整及び支援を行う。

市町（役割）

基本理念に則り、当該市町の特性を生かした観光振興に関する施策を策定し実施するよう努める。

県民（役割）

基本理念に則り、魅力する観光地の形成が図られるよう観光資源の維持・保全に努める。
観光振興の意義への理解を深め、観光行動の実施に努める。

事業者（役割）

基本理念に則り、観光旅行者の多様化する需要に応える役務の提供等、観光旅行の満足度の向上に努める。
県、市町、関係団体、地域における他の事業者その他関係者との連携協力を努める。

関係団体（役割）

基本理念に則り、観光情報の提供、観光旅行者の誘致、受入体制の整備その他観光振興に関する事業に取り組むよう努める。
県、市町その他関係者との連携協力を努める。

【基本的施策（第9条～第20条）】

国内外に対する観光宣伝活動及び誘客の強化

魅力ある観光地の形成及び人材の育成

観光旅行を促進するための環境の整備

三重県の魅力に関する情報提供の充実強化
観光旅行者の来訪及び滞在の促進
外国人観光旅客の来訪の促進
広域的な連携

地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
観光の振興に寄与する人材の育成
新たな観光旅行の分野の開拓
観光行動の促進

観光地における良好な景観の形成
観光旅行者の利便の増進
観光旅行の安全の確保
交通基盤の整備

【施策の推進（第21条～第24条）】

【基本計画】 施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（基本的な方針、主要な目標等）

【統計の整備】 観光に関する情報収集、動向調査及び分析等による統計整備、市町及び県民等への公表

【推進体制の整備】 市町及び県民等との連携・協働により施策を推進するために必要な体制の整備

【財政上の措置】 施策を実施するために必要な財政上の措置

【三重県観光審議会（第25条～第32条）】

本県の観光振興に関する重要な事項その他知事が必要と認める事項について調査審議する。